

## Asset Management Newsletter

2025年4月号(Vol.9)

### 令和6年金融商品取引法等改正(アセットマネジメント関連) —ミドルバック外部委託・運用指図全部委託・特例仲介—



弁護士 中野 恵太  
TEL. 03-6266-8961  
[keita.nakano@morihamada.com](mailto:keita.nakano@morihamada.com)



弁護士 尾登 亮介  
TEL. 03-6266-8976  
[ryosuke.onobori@morihamada.com](mailto:ryosuke.onobori@morihamada.com)

## I.はじめに

2025年3月28日、金融庁は「令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について」(以下「本パブリックコメント」といいます。)を公表しました。

本パブリックコメントは、令和6年金融商品取引法等改正のうち、1年以内施行とされている①投資運用関係業務受託業に関する規定の整備、②投資運用業に関する規定の整備、③非上場有価証券特例仲介等業務(非上場仲介業)に関する規定の整備を内容とするものであり、アセットマネジメントの実務に影響を及ぼすものになります。

同改正は2025年5月1日付で施行される予定であり、本ニュースレターは、本パブリックコメントを踏まえた令和6年金融商品取引法等改正(1年以内施行分)の内容について紹介します<sup>1 2</sup>。

<sup>1</sup> 令和6年金融商品取引法等改正(1年以内施行分)の全体像については、「Asset Management Newsletter」2024年3月号(Vol.8)をご参照ください。

<sup>2</sup> 本ニュースレターでは本パブリックコメントの全ての内容を紹介していません。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

## Ⅱ.ミドル・バックオフィス業務の外部委託(投資運用関係業務受託業の創設)

### 1. 投資運用関係業務受託業の意義

令和6年金融商品取引法等改正では、「投資運用関係業務受託業」を行う者は、内閣総理大臣の登録を受けることが「できる」として、任意の登録制度を新たに整備しました(改正金融商品取引法66条の71)。

この「投資運用関係業務受託業」は、金融商品取引法の規定により投資運用業等<sup>3</sup>を行うことができる者の委託を受けて、当該委託をした者のために以下に掲げる①又は②の業務のいずれかを業として行うことをいうものと定義されています(改正金融商品取引法2条44項、同条43項各号)。

- ① 運用対象財産を構成する有価証券その他の資産及び当該資産から生ずる利息又は配当金並びに当該運用対象財産の運用に係る報酬その他の手数料を基礎とする当該運用対象財産の評価額の計算に関する業務(計理業務)
- ② 法令等を遵守させるための指導に関する業務(コンプライアンス業務)

この計理業務とコンプライアンス業務の具体的な内容について、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(別冊)投資運用関係業務受託業者向けの監督指針(以下「投資運用関係業務受託業監督指針」といいます。)Ⅲ-3-1-1(2)は以下のように規定しています。

- ① 計理業務の具体的な内容<sup>4</sup>
  - (i) 投資信託財産に係る計算及びその審査(投資信託財産の基準価額の算出及び当該算出に向けた投資信託の設定・解約の集計、資産の約定照合、利金・配当金等の計上等を含む。)
  - (ii) 上記(i)のほか、運用対象財産の評価額の計算及びその審査
- ② コンプライアンス業務の具体的な内容
  - (i) 法令等遵守の観点から定期的な業務実態の把握、課題の指摘及び対応策の検討その他これに関連する業務
  - (ii) コンプライアンスに関する社内規則その他マニュアル等の案文作成・管理
  - (iii) コンプライアンス研修の定期的な企画・実施その他コンプライアンスに関する情報の提供

なお、投資運用関係業務は、委託する業者における投資運用業の質を左右し得る一定の継続性・能動性を有するものであり、そのような性質を有しない業務は投資運用関係業務には該当しないものとされています。そのため、仮にコンプライアンスに関する事務を一部外部に委託しているとしても、当該事務が「委託する業者における投資運用業の質を左右し得る一定の継続性・能動性を有するもの」でない場合は、当該事務

<sup>3</sup> 「投資運用業等」は、投資運用業、適格機関投資家等特例業務(自己運用業)又は海外投資家等特例業務をいいます。

<sup>4</sup> 投資運用業者がいわゆる一者計算による基準価額の算出を受託会社に委託する場合は、当該委託は、投資運用関係業務(金融商品取引法2条43項1号)の委託に該当すると考えられています(本パブリックコメント13番・14番)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

は投資運用関係業務に該当しません(本パブリックコメント 2 番)。

## 2. 投資運用関係業務受託業の登録申請

投資運用関係業務受託業の登録申請をする場合の登録申請書の記載事項、添付書類及び登録拒否事由は、本ニュースレター別紙 1 のとおりです(改正金融商品取引法 66 条の 72、66 条の 74)。

投資運用関係業務受託業監督指針においては、投資運用関係業務受託業の登録審査の際の留意事項が記載されています。例えば、「国内における代表者又は代理人及び国内における営業所又は事務所」、「体制審査」、「財産的基礎」に関して、以下の点に留意するものとされています(投資運用関係業務受託業監督指針Ⅲ-3-1-1、Ⅲ-3-1-2(1)及び(2))。

### 【国内における代表者又は代理人及び国内における営業所又は事務所】

- ① 外国法人である投資運用関係業務受託業者の国内における代表者又は代理人及び当該投資運用関係業務受託業者の国内における営業所又は事務所に駐在する役職員は、当該投資運用関係業務受託業者の業務の状況を的確に把握し、これを委託者及び当局に適切に説明できる能力を有している必要があることに留意する。
- ② 外国法人である投資運用関係業務受託業者の国内における営業所又は事務所においては、当該営業所又は事務所に駐在する役職員等が、当該投資運用関係業務受託業者の業務管理体制の整備状況が確認できる資料(社内規則等)を確認可能な体制となっている必要があることに留意する。また、投資運用関係業務受託業に関する記録について、当該外国法人の国外拠点に保存されている場合であっても、当該国内における営業所又は事務所に駐在する役職員等が、当該記録を合理的期間内に確認可能な体制となっている必要があることに留意する。

### 【投資運用関係業務受託業を適確に遂行するための必要な体制の整備(体制審査)】

- ① その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができるか認められるか否かに関しては、例えば、以下の事項。
  - a. 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、投資運用関係業務受託業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。
  - b. 常務に従事する役員が、金融商品取引法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点等の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び投資運用関係業務受託業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。
  - c. 投資運用関係業務受託業を行う担当者として、受託する投資運用関係業務に必要とされる知識及

び経験を有する担当者が確保されていること<sup>5</sup>。

- d. 投資運用関係業務受託業に係る業務の適確な遂行に必要な人員が配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。
- e. 投資運用関係業務受託業に係る業務について、例えば、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。
  - (i) 投資運用関係業務受託業に関する記録・報告書等の作成、管理
  - (ii) リスク管理
  - (iii) 利益相反管理
  - (iv) 情報管理
  - (v) 内部監査
- f. 国内における代表者又は代理人として適切な者が選任されていること。例えば、投資運用関係業務受託業者と監督当局の間のやりとりを単に伝達するのではなく、投資運用関係業務受託業に係る金融商品取引法に係る知識等を一定程度有した上で、投資運用関係業務受託業者による監督当局に対する報告等を正確に伝えるとともに、監督当局による報告徴求等の内容を正確に理解し、投資運用関係業務受託業者と適切に連携を図りながら、当該報告徴求等に的確に対応できる者が選任されていること。

② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、監督指針に定める事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、投資運用関係業務受託業に係る業務の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。

#### 【財産的基礎】

① 登録申請者が法人の場合は、一定の資本金(投資運用業(その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、金融商品取引法施行令 15 条の 4 の 2 に規定する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない場合に限る。))に係る資本金要件(同施行令 15 条の 7 第 1 項 4 号参照)と同程度の水準)を有しているか。

※具体的には求められる資本金の水準は、1,000 万円となります。

② 登録申請者の純財産額(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」といいます。))14 条に準じて計算したものが上記①で求められる水準と同程度であるか。

<sup>5</sup> 例えば、信託銀行等における投資信託財産の計算等の受託業務に関する知識及び経験は、「投資信託財産の計算及びその審査」(投資運用関係業務受託業監督指針Ⅲ-3-1-1(2)イ a)を受託する場合の投資運用関係業務受託業の人的構成の審査において、考慮され得るとされています(本パブリックコメント 18 番)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

### 3. 投資運用関係業務受託業者に対する規制

#### (1) 規制の全体像

登録を受けた投資運用関係業務受託業者は、金融商品取引法に基づき、以下の規制を受けます。

- ① 誠実義務(改正金融商品取引法 66 条の 76)
- ② 委託者に対する義務(改正金融商品取引法 66 条の 77)
  - ・ 投資運用関係業務受託業者は、委託者のため忠実にその業務を遂行しなければならない。
  - ・ 投資運用関係業務受託業者は、委託者に対し、善良な管理者の注意をもってその業務を遂行しなければならない。
- ③ 業務管理体制の整備(改正金融商品取引法 66 条の 78)
  - ・ 投資運用関係業務受託業者は、その行う投資運用関係業務受託業を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。
- ④ 名義貸しの禁止(改正金融商品取引法 66 条の 79)
- ⑤ 再委託の禁止(改正金融商品取引法 66 条の 80)
  - ・ 再委託をするためには、承認申請が必要
- ⑥ 記録の保存(改正金融商品取引法 66 条の 81)
- ⑦ 事業報告書の提出(改正金融商品取引法 66 条の 82)
- ⑧ 廃業等の届出等(改正金融商品取引法 66 条の 83)

#### (2) 業務管理体制の整備

上記の規制のうち、業務管理体制の整備の内容は、改正金商業等府令 358 条において、本ニュースレター末尾の別紙 2 のとおり規定されており、また投資運用関係業務受託業監督指針において監督上の留意点が記載されています。

#### (3) 再委託の禁止

投資運用関係業務受託業者は、内閣総理大臣の承認を受けない限り、他の者に投資運用関係業務(登録又は変更登録を受けているものに限ります。)を委託できないとされています(改正金融商品取引法 66 条の 80 第 1 項)。

再委託は「承認申請者に当該投資運用関係業務を委託した者における投資運用業等の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」に承認されないこととなります(同条 2 項)。

監督指針によれば、不承認事由の例として、以下の場合が挙げられています(投資運用関係業務受託業監

督指針Ⅲ-2-2)。

- ① 投資運用関係業務受託業者以外の者にその受託する投資運用関係業務の全部を再委託する場合。  
(「その受託する投資運用関係業務の全部」については、例えば、投資運用関係業務受託業監督指針Ⅲ-3-1-1(2)イ又はロに掲げる業務毎に判断)
- ② その受託する投資運用関係業務の再委託につき、委託者に説明し承諾を得るための体制を整備していない場合。

## (4)記録の作成

投資運用関係業務受託業者は、内閣府令で定めるところにより、投資運用関係業務受託業に関する記録を作成し、これを保存しなければならないものとされています(改正金融商品取引法 66 条の 81)。

具体的には、以下の記録を作成し、作成の日(下記②の記録は、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から 10 年間保存するものとされています(改正金商業等府令 360 条)。

- ① 当該投資運用関係業務受託業者が行った投資運用関係業務に関する次に掲げる事項に係る記録
  - (i) 投資運用関係業務を行った年月日及びその内容
  - (ii) 投資運用関係業務の遂行の過程に関与した役員又は使用人の氏名及び投資運用関係業務の遂行について投資運用関係業務受託業者を代表して責任を有する者の氏名
  - (iii) 投資運用関係業務の遂行に当たって委託者から提供を受けた情報
- ② その委託を受ける投資運用関係業務に係る契約に関する記録

## Ⅲ. ミドル・バックオフィス業務の外部委託(投資運用業者に関する改正)

### 1. 投資運用関係業務の外部委託

#### (1)投資運用関係業務の外部委託の登録申請書への記載

登録を受けた投資運用関係業務受託業者への委託に限らず、投資運用業者が投資運用関係業務(計理業務やコンプライアンス業務)を委託する場合には、金融商品取引業の登録申請書にその旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容を記載することとされています(改正金融商品取引法 29 条の 2 第 1 項 12 号)。

また、投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者(当該投資運用関係業務を行うことにつき登録又は変更登録を受けている者に限ります。)に委託する場合には登録申請書に「業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称」を記載するとともに(改

正金商業等府令 6 条の 6)、登録申請書に以下の書類を添付するものとされています(改正金商業等府令 9 条 11 号)。

- ① 当該投資運用関係業務受託業者との間の当該投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し
- ② 当該使用人の履歴書
- ③ 当該使用人の住民票の抄本等
- ④ (該当する場合)当該使用人の旧氏及び名を証する書面

この登録申請書記載事由の変更は、届出事由として位置付けられているところ(改正金融商品取引法 31 条 1 項)、改正法の施行時(2025 年 5 月 1 日)に投資運用関係業務を委託している場合、施行日において登録申請書記載事由に変更があったものとみなされ、変更から 6 か月以内に変更届出書を提出する必要がある点に留意が必要です(改正法附則 8 条 1 項)<sup>6</sup>。

### (2)投資運用関係業務を外部委託した際の帳簿書類の作成・保存

投資運用業者は、投資運用関係業務を外部委託する場合には、以下の帳簿書類を作成及び保存する必要があります(改正金商業等府令 157 条 1 項 17 号へ)。

- ① 当該投資運用関係業務の委託に関する契約書
- ② 当該投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、その業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するとき(金融商品取引法 29 条の 4 第 1 項 1 号の 2 但書)は、当該投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録

上記のとおり、投資運用関係業務を委託する場合には、その委託に関する契約書が帳簿書類となります。また、下記 2. で詳述する投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合で、業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する場合には、投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録も作成・保存が必要な点に留意が必要になります。

なお、本パブリックコメントによれば、上記②の「投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録」としては、例えば、投資運用関係業務受託業者に委託した投資運用関係業務の遂行に関して、当該投資運用関係業務受託業者に提供した情報や当該投資運用関係業務受託業者から受領した成果物等が想定されています(本パブリックコメント 15 番)。

<sup>6</sup> なお、コンプライアンス業務の委託に関して、モニタリング、スクリーニング等の事務処理を第三者に委託していたとしても、コンプライアンス業務を司る・グリップする機能を実際に有しているコンプライアンス・オフィサーが委託元に在籍している場合には変更届出は不要とされています(本パブリックコメント 3 番)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

2. 投資運用関係業務の投資運用関係業務受託業者への外部委託

(1) 投資運用関係業務の外部委託を通じた人的構成要件の緩和

上記 I. で記載したとおり、「投資運用関係業務受託業」は任意の登録制度ですが、投資運用業者が登録された投資運用関係業務受託業者に投資運用関係業務を外部委託した場合、人的構成要件が緩和されるというメリットがあります。

すなわち、投資運用業者は原則として金融商品取引業に係る業務のそれぞれにつき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人(役員等)を確保していることが必要ですが、投資運用関係業務受託業者に投資運用関係業務を委託する場合には、例外的に、当該業務の執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員等の確保に代えて、当該業務の監督を適切に行う能力を有する役員等を確保していれば足りるとされています(改正金融商品取引法 29 条の 4 第 1 項 1 号の 2)。

(2) 監督指針上の体制審査の緩和

投資運用関係業務の外部委託を通じた人的構成要件の緩和に関して、金商業等監督指針上の体制審査の項目が以下のとおり緩和されます(改正金商業等監督指針 VI-3-1-1(1)①二、へ m)。

	原則	登録業者に外部委託する場合の例外
コンプライアンス業務の外部委託	資産運用部門とは独立してコンプライアンス部門(担当者)が設置され、その担当者として十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること	投資運用関係業務のうちコンプライアンス業務(改正金商業等監督指針 VI-3-1-1(7)①口 a~c)について、投資運用関係業務受託業者に、いずれも委託する場合にあっては、当該投資運用関係業務の監督を適切に行う能力を有する者(投資運用関係業務受託業者に委託する投資運用関係業務の内容を理解し把握するとともに、当該投資運用関係業務受託業者に対して適確に指示を行う能力がある者をいい、当該投資運用関係業務を直接遂行するにあたって必要な知識及び経験並びに過去に投資運用業に関する業務に従事していた経験は問わない。)が確保されていれば足りる <sup>7</sup> 。

<sup>7</sup> 法令等の遵守が適切になされるような体制が整備されると認められる場合には、金商業等監督指針 VI-3-1-1(1)①口において確保される者(注:常務に従事する役員に係る要件)が同①二において確保される者(注:コンプライアンス担当に係る要件)と同一人となることを妨げないものとされており、また、当該場合には、同①二において確保される者が上記へにおいて確保される者(注:計当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

計理業務の外部委託	運用対象財産に係る計算及びその審査に係る体制整備が可能な要員の確保が図られていること	計理業務(改正金商業等監督指針VI-3-1-1(7)①イa又はb)に掲げる投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合には、 <u>当該投資運用関係業務については、当該投資運用関係業務の監督を適切に行う能力を有する者が確保されていなければならない。</u>
-----------	--	--

他方で、投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する業者に関する体制審査に当たっては、改正金商業等監督指針Ⅲ-2-7(2)に準ずるほか、例えば、以下の点に留意するものとされています(改正金商業等監督指針VI-3-1-1(7)②)。

- ① 委託先の投資運用関係業務受託業者に対し、委託した投資運用関係業務の遂行に関して必要な情報を適時に提供する体制が整備されているか。
- ② 委託先の投資運用関係業務受託業者から受けた指摘等を適切に反映する体制が整備されているか。
- ③ 改正金商業等監督指針VI-3-1-1(1)①二但書及び同へ m 但書において確保される者(注:投資運用関係業務の監督を適切に行う能力を有する者)が、投資運用関係業務受託業者に委託した投資運用関係業務を適切に監督し、委託先の投資運用関係業務受託業者に必要に応じて適切な指示等を行うことができる体制が整備されているか。

### 3. 投資運用業者が金銭等の預託を受けない場合の資本金要件の引下げ

#### (1) 金銭等の預託を受けない場合の登録申請書の記載

投資運用業を行おうとする場合において、その行おうとする投資運用業に関し自己・密接関係者<sup>8</sup>が顧客から金銭等の預託を受けない場合には、金融商品取引業の登録申請書に記載することになります(改正金融商品取引法 29 条の 2 第 1 項 5 号の 2)<sup>9</sup>。

この登録申請書記載事由の変更は変更登録の対象とされているところ(改正金融商品取引法 31 条 4 項)、改正法の施行時(2025 年 5 月 1 日)に金銭等の預託を受けていない金融商品取引業者は、施行日から 6

理業務等担当者)と同一人となることを妨げないものとされています。

<sup>8</sup> 「密接関係者」とは、金融商品取引業者(有価証券等管理業務を行う者に限ります。)、銀行、協同組織金融機関、保険会社、信託会社、株式会社商工組合中央金庫以外であって、①当該登録申請者の役員又は使用人、②当該登録申請者の親法人等又は子法人等、③当該登録申請者の特定個人株主(①を除きます。)、④①～③に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者をいいます(改正金融商品取引法施行令 15 条の 4 の 2、改正金商業等府令 6 条の 2)。

<sup>9</sup> 具体的には、「投資運用業を行おうとする場合において、その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、自己と密接な関係を有する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない旨」を登録申請書に記載することになります。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

か月以内に、内閣府令で定めるところにより<sup>10</sup>、その旨を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならないものとされており、当該申請が変更登録の申請とみなされることとなります(改正法附則 7 条)。

なお、本パブリックコメントによると、その行おうとする投資運用業に関して顧客から金銭等の預託を受けず、かつ、今後も預託を受ける意思がない場合等には金融商品取引法 29 条の 2 第 1 項 5 号の 2 に規定するときに該当するところ、今後その行おうとする投資運用業に関して顧客から金銭等の預託を受ける可能性がある場合には、金融商品取引法 29 条の 2 第 1 項 5 号の 2 に規定するときに該当せず、したがって、同号に掲げる事項に係る変更登録の申請は必要ないとされています(本パブリックコメント 24 番)。

### (2) 金銭等の預託を受けない投資運用業者の資本金要件の引下げ

その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、密接関連者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない投資運用業者<sup>11</sup>については、資本金要件が 5,000 万円から 1,000 万円に引き下げられることとなります(改正金融商品取引法施行令 15 条の 7 第 1 項 4 号)。

## IV. 運用指図権限の全部委託

### 1. 運用指図権限や運用権限の全部委託の禁止に係る規定の削除

従前は、投資運用業者が運用指図権限や運用権限を全部委託することが禁止されていたところ、令和 6 年金融商品取引法等改正により、運用指図権限や運用権限の全部委託の禁止に係る規定(投信法 12 条 1 項、202 条 1 項、金融商品取引法 42 条の 3 第 2 項)が削除されることになりました。

これにより、投資運用業者は、運用指図権限や運用権限の全部を委託することが可能となります。

### 2. 運用の委託先の管理義務

運用指図権限や運用権限の全部委託の禁止の見直しに伴い、金融商品取引業者等は、運用権限の委託をする場合においては、当該委託を受ける者に対し、運用の対象及び方針を示し、かつ、内閣府令で定めるところにより、運用状況の管理その他の当該委託に係る業務の適正な実施を確保するための措置を講じなければならないものとされています(改正金融商品取引法 42 条の 3 第 2 項)。

<sup>10</sup> 変更登録に当たっては、変更登録申請書とその変更登録申請書の写し、変更の内容及び理由を記載した書面が必要となります(金商法等府令 22 条 1 項 2 項)。

<sup>11</sup> 「その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受け」ない場合とは、投資運用業に関して、顧客から預託を受けず、今後も預託を受ける意思がない場合が想定されています(本パブリックコメント 22 番)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

具体的には、運用権限の委託をする場合、当該委託を受ける者に対し、運用の対象及び方針<sup>12</sup> <sup>13</sup>を示し、かつ、運用状況の管理その他の当該委託に係る業務の適正な実施を確保するための以下の措置を講じなければならないとされています(改正金商業等府令 131 条 2 項)。

- ① 委託先の選定基準及び委託先との連絡体制の整備
- ② 委託先の業務遂行能力及び委託契約の遵守状況を継続的に確認するための体制の整備
- ③ 委託先が当該委託に係る業務を適正に遂行することができないと認められる場合の対応策の整備

金商業等監督指針において、運用権限の委託をする場合には、上記の措置が講じられているかが監督上の留意点とされており、上記③に規定する委託先が当該委託に係る業務を適正に遂行することができないと認められる場合の対応策としては、業務の改善の指導、委託の解消等が考えられるとされています(改正金商業等監督指針VI-2-2-1(1)④、VI-2-3-1(1)④、VI-2-5-1(1)④)。

また、運用に係る体制整備として、権利者のために資産運用を行う者として、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者が確保されていることに加えて、運用権限を委託する場合にあっては、当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する者として、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者が確保されていることが求められます(改正金商業等監督指針VI-3-1-1(1)①ハ)。

### 3. 運用に関する重要な使用人の範囲

運用権限を全部委託する場合には、重要な使用人の範囲も変更されることになります。

金融商品取引法上、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者が原則として重要な使用人として位置付けられていますが、当該投資運用業を行う者が、金融商品取引法 42 条の 3 第 1 項の規定により権利者のため運用を行う権限の全部を委託する場合には、投資運用業に関し当該投資判断を行う者が重要な使用人から除かれることになります(改正金商業等府令 6 条 2 項 1 号口)。

一方で、金融商品取引法 42 条の 3 第 1 項の規定により権利者のため運用を行う権限を委託する場合における当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する者が重要な使用人として位置付けられることになり(改正金商業等府令 6 条 2 項 2 号)、これらの者の氏名が登録申請書の記載事由になることについては

<sup>12</sup> 運用の対象及び方針の決定については、投資運用業者は委託することができないとされています(本パブリックコメント 25 番)。なお、「運用の対象及び方針」として示すべき内容は、例えば、運用に当たりどのような考え方に基づきどのようなアセットクラスに投資するか、短期的な売買による投資か長期的な保有による投資か、どれくらいリスクを取って運用するかといった内容が構成要素になり得るものと考えられ、また①インデックス運用やアクティブ運用などの運用手法、②トップダウンアプローチやボトムアップアプローチなどの運用スタイル、③ベンチマークやリスク・リターンなどの投資目標については、運用の方針の構成要素になり得るものと考えられています(本パブリックコメント 26 番)。

<sup>13</sup> 金融商品取引業者が投資運用業として自らの投資判断に基づきファンドへの投資を行う場合、当該ファンドへ投資を行う行為は、一般的には金融商品取引業者から当該ファンドの運用者に対する運用権限の委託には該当しないものと考えられています(本パブリックコメント 27 番)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

留意が必要です。

## V. 非上場有価証券の仲介者の登録要件緩和

### 1. 非上場有価証券特例仲介等業務

#### (1) 意義

令和 6 年金融商品取引法等改正により、非上場有価証券の流通を活性化させる観点から、非上場有価証券の仲介業者の登録要件が緩和されることとなります。

具体的には、第一種金融商品取引業のうち、以下の行為のいずれかを業として行うことが「非上場有価証券特例仲介等業務」と定義され、登録要件の緩和が図られています(改正金融商品取引法 29 条の 4 の 4 第 8 項、改正金融商品取引法施行令 15 条の 10 の 4、15 条の 10 の 5)。

- ① 有価証券(金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるもの(注:店頭売買有価証券)を除く。)に係る次に掲げる行為
- イ 売付けの媒介又は金融商品取引法 2 条 8 項 9 号に掲げる行為(一般投資家(特定投資家等、当該有価証券の発行者その他内閣府令で定める者<sup>14</sup>以外の者をいう。以下①において同じ。)を相手方として行うもの及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家のために行うものを除く。)
  - ロ 買付けの媒介(一般投資家のために行うもの及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家を相手方として行うものを除く。)
- ② 上記①に掲げる行為に関して顧客から金銭の預託を受けること(上記①に掲げる行為による取引の決済のために必要なものであって、当該預託の期間が政令で定める期間(注:顧客から金銭の預託を受けた日の翌日から 1 週間)を超えないものに限る。)

上記①の行為が店頭売買有価証券を除く非上場有価証券の仲介行為であるところ(したがって、外国投資信託の受益証券の私募の取扱いなども非上場有価証券特例仲介等業務となり得ます。)、一般投資家が買主となることは一律に行為の対象から外れている一方で、一般投資家が売主になる場合には、売主に対する

<sup>14</sup> 「内閣府令で定める者」は、(i)当該有価証券の発行者の取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事若しくはこれらに準ずる者若しくは使用人(「特定役員等」)又は当該特定役員等の被支配法人等(当該発行者を除きます。)、(ii)当該有価証券の発行者の総株主等の議決権の 50%超の議決権(「対象議決権」)を自己又は他人の名義をもって保有する会社((i)に掲げる者を除きます。)をいいます(改正金商法等府令 16 条の 3 第 1 項)。また、「被支配法人等」とは、特定役員等が他の法人等の総株主等の議決権の 50%を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいいます(同条 3 項)。

勧誘に基づかないものについては行為の対象に含まれています。

なお、非上場有価証券は金融商品取引所に上場されていないものが対象となっているところ、「金融商品取引所」は金融商品取引法 80 条 1 項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品会員制法人又は株式会社と定義されているところ(金融商品取引法 2 条 16 項)、このように定義される「金融商品取引所」に上場されていない有価証券については、公募されていたとしても「金融商品取引所に上場されていないもの」(金融商品取引法 29 条の 4 の 4 第 8 項 1 号)であると考えられます(本パブリックコメント 37 番)。

また、上記②の行為は、非上場有価証券の仲介行為に関する金銭の預託を受ける行為であり、非上場有価証券の仲介行為の決済に必要な範囲において、預託を受けた日の翌日から 1 週間以内であれば非上場有価証券特例仲介等業務として金銭の預託を受けることができることとなります。

もっとも、本パブリックコメントによれば、上記②の行為に係る業務は有価証券等管理業務(金融商品取引法 28 条 5 項)であるため、金融商品取引業の登録申請書又は変更登録申請書において、業務の種別として有価証券等管理業務を記載する必要がある点に留意が必要です(本パブリックコメント 29 番)。

### (2)登録要件等の緩和

非上場有価証券特例仲介等業務については、通常の第一種金融商品取引業と比べて、規制の緩和が図られています。

まず、登録時の体制審査の基準が通常の第一種金融商品取引業より以下のように緩和されています(改正金商業等監督指針IV-4-1(2)①ハ)。

(原則)常勤役職員の中に、その行おうとする第一種金融商品取引業の業務を 3 年以上経験した者が複数確保されていること

(例外)非上場有価証券特例仲介等業者が非上場有価証券特例仲介等業務のうち金融商品取引法 29 条の 4 の 4 第 8 項 1 号に掲げる行為(特定投資家を相手方として行うものに限り、金融商品取引法 2 条 8 項 10 号に掲げるものを除く。)に係る業務のみを行う場合には、常勤役職員の中に、その行おうとする第一種金融商品取引業の業務(金融商品取引法 29 条の 5 第 2 項に規定する業務を含む。)を 1 年以上経験した者が 1 名以上確保されていること

したがって、通常の第一種金融商品取引業では第一種金融商品取引業の業務を 3 年以上経験した複数の常勤役職員が必要になるところ、非上場有価証券特例仲介等業務のうち非上場有価証券の仲介行為に係る業務<sup>15</sup>のみ行う場合には第一種金融商品取引業の業務を 1 年以上経験した常勤役職員が 1 名確保されていれば足りることとなります。そのため、新規に第一種金融商品取引業のライセンスを取得する際の人的体制の整備のハードルが下がることとなります。

<sup>15</sup> 特定投資家を相手方として行うものに限り、PTS 運営業務に係るものは除きます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

また、その他以下のような登録要件の緩和も図られています。

- 有価証券や金銭の預託を受けない場合に資本金要件が 5,000 万円から 1,000 万円に引下げ<sup>16</sup>
- 他に行っている事業に係る登録拒否事由が不適用(改正金融商品取引法 29 条の 4 の 4 第 2 項)<sup>17</sup>
- 自己資本規制比率に係る登録拒否事由が不適用(改正金融商品取引法 29 条の 4 の 4 第 2 項)<sup>18</sup>

## 2. 非上場有価証券特例仲介等業者

### (1) 意義

改正金融商品取引法 29 条の 4 の 4 第 7 項は、登録申請書に非上場有価証券特例仲介等業務に該当する旨を記載して金融商品取引業者登録又は変更登録を受けた者<sup>19</sup>を「非上場有価証券特例仲介等業者」と定義しています。

### (2) 非上場有価証券特例仲介等業者に対する規制の緩和

非上場有価証券特例仲介等業者は以下のような規制の緩和を受けます。

- 届出業務や承認業務に関する規制が不適用(改正金融商品取引法 29 条の 4 の 4 第 3 項・4 項)
- 自己資本規制比率に係る規制や金融商品取引責任準備金に係る規制が不適用(改正金融商品取引法 29 条の 4 の 4 第 5 項)
- 投資者保護基金への加入が不要(改正金融商品取引法施行令 18 条の 7 の 2)

### (3) 非上場有価証券特例仲介等業者の業務管理体制の整備等

他方で、非上場有価証券特例仲介等業者が整備しなければならない業務管理体制は、社内規則の整備等(金商業等府令 70 条の 2 第 1 項)のほか、次に掲げる要件を満たさなければならないとされています(改正金商業等府令 70 条の 2 第 10 項)。

- ① 一般投資家を相手方として及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家のために売付けの媒介又は金融商品取引法 2 条 8 項 9 号に掲げる行為を行うことを防止するための必要かつ適切な措置がとられていること
- ② 一般投資家のために及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家を相手方として買付け

<sup>16</sup> 金融商品取引法 29 条の 4 第 1 項 4 号イ、改正金融商品取引法施行令 15 条の 7 第 1 項 6 号

<sup>17</sup> 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合には、通常、他に行っている事業が金融商品取引法 35 条 1 項に規定する業務及び同条 2 項各号に掲げる業務のいずれにも該当せず、かつ、当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められることが登録拒否事由とされています(金融商品取引法 29 条の 4 第 1 項 5 号ハ)。

<sup>18</sup> 第一種金融商品取引業を行おうとする場合には、通常、金融商品取引法 46 条の 6 第 1 項の規定に準じて算出した比率(自己資本規制比率)が 120%を下回ることが登録拒否事由とされています(金融商品取引法 29 条の 4 第 1 項 6 号イ)。

<sup>19</sup> ただし、PTS の認可を受けた者は除かれます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

の媒介を行うことを防止するための必要かつ適切な措置がとられていること

- ③ 顧客から金銭の預託を受ける場合には、金融商品取引法 29 条の 4 の 4 第 8 項 2 号の金銭の預託として適切に管理するための措置がとられていること

また、非上場有価証券特例仲介等業者である場合にはウェブサイト以下に以下の事項を掲載するものとされています(改正金商業等府令 71 条 3 項 7 号)。

- ① その旨
- ② 非上場有価証券特例仲介等業者が行う第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するものに限る)を行う者を主要な協会員又は会員とする金融商品取引業協会に加入していない場合には、その旨
- ③ 投資者保護基金にその会員として加入しているか否かの別

#### (4) 非上場有価証券特例仲介等業者の監督上の着眼点

非上場有価証券特例仲介等業者が非上場有価証券特例仲介等業務の範囲を超えた第一種金融商品取引業を行うことがないように、以下の措置(取引の当事者の属性の事前確認や金銭の預託の期間の管理体制の整備を含みます。)がとられているか留意する必要があるとされています(改正金商業等監督指針IV-3-6(1))。

- ① 一般投資家を相手方として及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家のために売付けの媒介又は金融商品取引法 2 条 8 項 9 号に掲げる行為を行うことを防止するための必要かつ適切な措置
- ② 一般投資家のために及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家を相手方として買付けの媒介を行うことを防止するための必要かつ適切な措置
- ③ 顧客から金銭の預託を受ける場合には、金融商品取引法 29 条の 4 の 4 第 8 項 2 号の金銭の預託として適切に管理するための措置

また、非上場有価証券特例仲介等業者が第二種金融商品取引業を行う場合には、第二種金融商品取引業に係る一般投資家である顧客に対して非上場有価証券特例仲介等業務の範囲を超えた第一種金融商品取引業を行うことがないように留意するものとされています。特に、非上場有価証券特例仲介等業務に係る担当者が第二種金融商品取引業に係る担当者を兼務する場合には、第二種金融商品取引業に係る顧客に一般投資家が含まれているかどうか、含まれている場合には第二種金融商品取引業に係る一般投資家である顧客に対して非上場有価証券特例仲介等業務の範囲を超えた第一種金融商品取引業が行われないう、非上場有価証券特例仲介等業務を行う前の顧客の属性の事前確認が行われているかどうかを確認するものとされています。

## VI. さいごに

上記のとおり、本パブリックコメントにより、令和 6 年金融商品取引法等改正のうち資産運用タスクフォースで議論された①ミドル・バックオフィス業務の外部委託に伴う投資運用業の登録要件の緩和、②運用指図権限の全部委託の解禁、③プロを対象とした非上場有価証券の仲介を行う金融商品取引業者の参入要件の緩和に関する制度の全体像が固まり、2025 年 5 月 1 日から適用が開始されることとなりました。

登録に必要となる人的体制や資本金額の緩和などが含まれており、改正施行後、これらの制度の積極的な利用が期待されるところです。

令和 6 年金融商品取引法等改正や本パブリックコメントに関してご不明な点等ございましたら、当事務所の弁護士にご相談ください。

投資運用関係業務受託業の登録申請書の記載事項、添付書類及び登録拒否事由

【登録申請書記載事項】

- ① 商号、名称又は氏名
- ② 財産的基礎に係る事項として内閣府令で定めるもの(登録申請者が法人である場合における資本金の額又は出資の総額(改正金商業等府令 348 条 1 項))
- ③ 法人であるときは、役員の氏名又は名称
- ④ 主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所)の名称及び所在地
- ⑤ 登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
- ⑥ 業務の種別(金融商品取引法 2 条 43 項各号に掲げる業務の種別をいう。)
- ⑦ 他に事業を行っているときは、その事業の種類
- ⑧ その他内閣府令で定める事項(以下に掲げる事項(改正金商業等府令 348 条 2 項各号))
  - (i) 登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容
  - (ii) 登録申請者が外国法人であつて国内における代表者を定めていない者又は外国に住所を有する個人である場合には、国内における代理人の氏名、商号又は名称

【添付書類】

- ① 所定の登録拒否事由のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ② 投資運用関係業務受託業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類(以下の事項を記載した書類(改正金商業等府令 349 条各号))
  - (i) 業務運営に関する基本原則
  - (ii) 業務執行の方法
  - (iii) 業務分掌の方法
  - (iv) 投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容
  - (v) 業務管理体制の整備に関する措置(社内規則の整備等に係るものを除く。)の内容
  - (vi) 投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務を管理する責任者の氏名及び役職名
- ③ 法人である場合においては、定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)
- ④ その他内閣府令で定める書類(以下に掲げる書類(改正金商業等府令 350 条 1 項各号))
  - (i) 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
  - (ii) 法人である場合には、(a)役員の履歴書、(b)役員の住民票の抄本、(c)(該当する場合)役員の旧氏

及び名を証する書面、(d)役員の証明書、(e)役員の誓約書、(f)最終の貸借対照表及び損益計算書  
(いずれも関連する注記を含む。)

(iii) 個人であるときは、(a)履歴書、(b)住民票の抄本、(c)(該当する場合)旧氏及び名を証する書面、  
(d)証明書、(e)別紙様式第1号の2により作成した書面

(iv) 投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務を管理する責任者の履歴書

(v) 純財産額を算出した書面

### 【登録拒否事由】

- ① 金融商品取引法 29 条の 4 第 1 項 1 号イからハまでのいずれかに該当する者
- ② 他に行う事業が公益に反すると認められる者
- ③ 次のいずれかに該当する者
  - (i) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 2 条 2 号に規定する暴力団又は同条 6 号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らし、投資運用関係業務受託業の信用を失墜させるおそれがあると認められる者
  - (ii) その他投資運用関係業務受託業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める基準に該当する者
- ④ その行おうとする投資運用関係業務受託業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者
- ⑤ 財産的基礎を有しない者(登録申請者が投資運用関係業務受託業を適確に遂行することができる財産的基礎を有するかどうかを審査(改正金商業等府令 353 条))
- ⑥ 国内に営業所又は事務所を有しない者
- ⑦ 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者
  - (i) 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者
    - (a)心身の故障により投資運用関係業務受託業に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者(精神の機能の障害により投資運用関係業務受託業に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(改正金商業等府令 354 条))
    - (b)金融商品取引法 29 条の 4 第 1 項 2 号ロからリまでのいずれかに該当する者
  - (ii) 外国法人であって国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者
  - (iii) 登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る業務のそれぞれにつき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していないと認められる者
- ⑧ 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

- (i) 金融商品取引法 29 条の 4 第 1 項 2 号ロからチまで若しくはリ(同項 1 号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。)又は⑦(i)(a)のいずれかに該当する者
- (ii) 外国に住所を有する個人であって国内における代理人を定めていない者
- (iii) 登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る業務のそれぞれにつき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有していないと認められる者

投資運用関係業務受託業者における業務管理体制の整備

業務管理体制の整備	監督指針における監督上の留意点
<p>投資運用関係業務受託業を適確に遂行するための社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。)を整備し、当該社内規則等を遵守するための従業員に対する研修その他の措置がとられていること。</p>	<p>① 投資運用関係業務受託業を適確に遂行するため、投資運用関係業務受託業者が行う投資運用関係業務の内容・特性・規模・複雑性等を勘案した、適切な社内規則等が整備されているか。</p> <p>② 社内規則等の遵守がコンプライアンスの一環であることを認識し、社内規則等について、役職員に対する研修等の措置が講じられているか。</p>
<p>投資運用関係業務受託業者の業務の適正を確保するための措置がとられていること。</p>	<p>① 投資運用関係業務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備に係る措置として、例えば、以下のような措置がとられているか。</p> <p>a. 役職員が投資運用関係業務受託業に係る業務に関して得た情報に係る保存及び管理に関する規程が定められているか。</p> <p>b. a.の規程に則った情報の保存及び管理について、これを検証・確保する体制が整備されているか。</p> <p>c. 役職員に対し、情報の保存及び管理に関する指導・研修が徹底されているか。</p> <p>② 投資運用関係業務の委託者(以下「委託者」という。)との間における当該投資運用関係業務の遂行に必要な連絡体制の整備に係る措置として、例えば、以下のような措置がとられているか。</p> <p>a. 当該投資運用関係業務について、委託者との間で連絡担当者及び連絡方法が定められているか。</p> <p>b. 委託者との間で、当該投資運用関係業務の遂行に関して必要な頻度・方法による情報共有や連絡、報告等を行う体制が整備されているか。</p> <p>c. 当該投資運用関係業務について、委託者からの求めがあった場合や当該投資運用関係業務に関する事項について問題があった場合には、速やかに委託者に対して必要な連絡及び報告を行う体制が整備されているか。</p>

	<p>d. 当該投資運用関係業務の遂行に当たり必要な情報が委託者から提供される体制が構築されているか(委託者から提供された情報の正確性に疑義が生じた場合や、情報が不足している場合に、委託者に対して指摘し、必要な情報の提供を求めることができる体制を含む。)</p> <p>e. 当該投資運用関係業務を遂行した結果、得られた成果物(法令等及び委託者との委託契約の趣旨に照らして委託者において是正すべき点を指摘することを含む。)を委託者に対して確実に提供する体制が構築されているか。</p> <p>f. 上記 a.から e.までの事項について、委託者との委託契約書等において明確に定められているか。</p> <p>③ 投資運用関係業務を適正かつ円滑に遂行し得る専門的知識及び技能を有する人員を十分に確保するための措置として、例えば、以下のような措置がとられているか。</p> <p>a. 投資運用関係業務を行う役職員の採用及び研修 投資運用関係業務を適切かつ円滑に遂行し得る専門的知識及び技能を有する者を十分に確保できるよう、適切に採用及び研修を行っているか。</p> <p>b. 受託する投資運用関係業務を遂行するための人員の配置 受託する投資運用関係業務の内容及び性質等に応じ、これを適切かつ円滑に遂行するために必要な人員を適切に配置しているか。</p> <p>c. 受託する投資運用関係業務の遂行を監督する責任を有する者の選任等 投資運用関係業務の遂行に係る過程において、遂行する投資運用関係業務を監督する責任を有する者の権限及び責任を明確にし、その選任方法を適切に定めているか。また、投資運用関係業務を監督する責任を有する者は、監督する権限を適切に行使するなど、有効に機能しているか。</p> <p>④ 投資運用関係業務の適正性を担保するための措置として、例えば、投資運用関係業務の実施に際して事前に、その適正性を検証するための方針及び手続(再鑑の体制を整えることや、委託者から</p>
--	--

	<p>提供された情報の正確性に疑義が生じた場合に委託者に必要な情報の提供を求めること等を含む。)を適切に定め、当該方針等に従って適切に検証を行っているか。また、当該方針等の妥当性及び実効性について適時・適切に検証を行い、必要に応じ見直しを行っているか。</p> <p>⑤ 投資運用関係業務の適正性を担保するための措置として、例えば、実施した投資運用関係業務について、事後的に検証し、必要に応じて業務の方法等の見直しを実施するための方針及び手続を定め、当該方針等に従って適切に検証及び見直しを行っているか。また、当該方針等の妥当性及び実効性について適時・適切に検証を行い、必要に応じ見直しを行っているか。</p> <p>⑥ 委託者による投資運用関係業務受託業者に対する適切な監督等を担保するための措置として、次に掲げる体制が整備されているか。</p> <p>a. 投資運用関係業務受託業者の登録を受けている投資運用関係業務の範囲について、委託者が把握できるように委託者に事前に説明するための体制</p> <p>b. 受託する投資運用関係業務を第三者に再委託する場合、当該再委託につき、委託者に説明し承諾を得るための体制</p>
<p>投資運用関係業務(登録又は変更登録を受けているものに限る。以下同じ。)に係る行為のうち、投資運用関係業務を委託する者(委託者)と投資運用関係業務受託業者又は第三者(当該委託者以外の委託者を含む。)との利益が相反する行為その他これに準ずる行為を適切な方法により特定し、これらの行為が投資運用関係業務の適正な遂行を害しないことを確保するための措</p>	<p>① 利益相反行為を特定するための措置として、例えば以下のような措置がとられているか。</p> <p>a. あらかじめ、利益相反行為を適切な方法により特定し、類型化しているか。</p> <p>b. 利益相反行為の特定に当たり、当該投資運用関係業務受託業者の行う業務の特性・規模・複雑性等を適切に反映しているか。</p> <p>c. 特定し、類型化した利益相反行為の妥当性について適時・適切に検証を行い、必要に応じ見直しを行っているか。</p> <p>② 利益相反行為が投資運用関係業務の適正な遂行を害しないことを確保するための措置として、例えば、以下のような措置がとられているか。</p> <p>a. 上記①aにより特定し、類型化した利益相反行為の特性に応じ</p>

<p>置がとられていること<sup>20</sup>。</p>	<p>て、当該利益相反行為が投資運用関係業務の適正な遂行を害しないことを確保するための措置を適切に定めているか。</p> <p>b. 投資運用関係業務を行うに際し、利益相反行為の該当性について、必要な確認が図られる態勢となっているか。利益相反行為に該当する場合には、投資運用関係業務の適正な遂行を害しないことを確保するための適切な措置を講じているか。</p> <p>c. 上記①a により特定した利益相反行為が投資運用関係業務の適正な遂行を害しないことを確保するための措置の妥当性及び実効性について適時・適切に検証を行い、必要に応じ見直しを行っているか。</p> <p>③ 上記①a により特定した利益相反行為が投資運用関係業務の適正な遂行を害しないことを担保するための措置として、例えば、当該利益相反行為が投資運用関係業務の適正な遂行を害しないことを確保するための措置に関する規程を整備し、当該規程に則った運用がされているか。また、当該規程の妥当性及び実効性について適時・適切に検証を行い、必要に応じ見直しを行っているか。</p>
<p>投資運用関係業務受託業に係る業務以外の業務に係る行為が投資運用関係業務に不当な影響を及ぼさないための措置がとられていること。</p>	<p>① あらかじめ、自らが行う投資運用関係業務受託業に係る業務と当該業務以外の業務を明確化した上で、投資運用関係業務受託業に係る業務以外の業務に係る行為であって、投資運用関係業務に不当な影響を及ぼすおそれのあるものを適切な方法により特定し、類型化しているか。</p> <p>② 投資運用関係業務受託業に係る業務以外の業務を特定し、類型化した行為の特性に応じ、例えば、部門の分離による管理を行うなど、当該行為が投資運用関係業務に不当な影響を及ぼさないための措置を適切に講じているか。また、当該措置の妥当性及び実効性について適時・適切に検証を行い、必要に応じ見直しを行っているか。</p>
<p>投資運用関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための措置がと</p>	<p>① 投資運用関係業務受託業の業務に関して知り得た情報及び秘密の取扱いについて、具体的な基準を定め、役職員に周知徹底を図っているか。特に、当該基準において、当該情報及び秘密につい</p>

<sup>20</sup> 投資運用関係業務受託業者における担当者が複数の投資運用業者の投資運用関係業務を担当する場合も考えられるところ、そのような場合をもって直ちに情報管理や利益相反管理の観点から問題があるというわけではないと考えられています(本パブリックコメント19番)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

<p>られていること<sup>21</sup>。</p>	<p>て、投資運用関係業務受託業を適確に遂行するために必要と認められる目的以外の目的に利用することを明確に禁止しているか。</p> <p>② 受託する投資運用関係業務に応じて秘密の範囲及び業務上知り得る者を特定するとともに、秘密の管理のために、例えば、秘密へのアクセス管理、内部関係者による秘密の持ち出しの防止のための対策の策定、外部からの不正アクセスを防御するための情報管理システムの堅牢化などの方法により、秘密の漏えいの防止を図る態勢となっているか。また、当該情報及び秘密の管理状況を適時・適切に検証できる態勢となっているか。</p> <p>(注)その他、顧客等に関する情報管理態勢の整備に向けた取組みについては金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(以下「金商業等監督指針」といいます。) 「Ⅲ-2-4 顧客等に関する情報管理態勢」等に準じて、システムリスク管理態勢の整備に向けた取組みについては金商業等監督指針「Ⅲ-2-8 システムリスク管理態勢」等に準じて、取り扱うものとする。</p>
------------------------------	---

<sup>21</sup> 投資運用関係業務受託業者が、要件緩和を受ける投資運用業者からの受託業務と、要件緩和を受けない投資運用業者からの受託業務を行う場合において、情報の分別管理等を徹底した上で同一組織又は同一部署内で実行することは可能とされています(本パブリックコメント 20 番)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。